

○環境省令第十八号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

環境大臣 石原 伸晃

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「ねこ」を「猫」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。